

田辺市美しい^も森林^りづくり推進協定書

近畿中国森林管理局和歌山森林管理署

国立研究開発法人 森林総合研究所
森林整備センター和歌山水源林整備事務所

和 歌 山 県

(一社) わかやま森林と緑の公社

田 辺 市

西 牟 婁 森 林 組 合

中 辺 路 町 森 林 組 合

龍 神 村 森 林 組 合

本 宮 町 森 林 組 合

田辺市美しい森林づくり推進協定書

(目的)

第1条 この田辺市美しい森林づくり推進協定（以下「協定」という。）は、平成15年3月4日に和歌山県知事、近畿中国森林管理局長と締結された「森林整備に関する覚書」の理念に基づき、森林の多面的機能の高度発揮と森林資源の循環利用を図るため、協定者が連携・協力して団地化を推進し、合理的な路網の整備及び効率的な森林施業の実施等に取り組むことを目的とする。

(区域)

第2条 この協定の対象とする区域は、協定者が森林経営を目的とした立木の権原を有する、または、協定者が森林所有者から森林整備について経営委託されている田辺市に所在する森林とする。

2 前項の区域に隣接して協定者が森林経営を目的とした立木の権原を有する、または、協定者が森林所有者から森林整備について経営委託されている森林がある場合は、これを含めることができる。

3 分収林においては、本協定の内容について土地所有者の同意が得られない場合は、別途協議するものとする。

(協定者の連携・協力)

第3条 協定者は互いに連携し、森林施業の合理化、路網整備及び団地化に関する提案、情報の開示、事務手続き等の簡素化を行う等、目的の実現に協力することとする。

(路網等の整備)

第4条 路網等の整備は、次の各項に掲げるとおりとする。なお、路網等とは、林道、林業専用道、森林作業道、土場をいう。

2 協定者の連携による施業の集約化や高性能林業機械による作業システムの導入の観点から路網の整備を行うこととし、効率的かつ合理的な森林施業が可能となるような路網を配置する。

3 路網開設等の取扱いは次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 路網等を計画する場合は、事前に森林所有者等と協議を行うとともに、その路網等の設置にかかる経費は、原則として、設置する者が負担する。

(2) 路網等は、協定者が相互に利用するという観点から、路網の設置に係る土地の貸付料は無償とし、また、通行についても無償利用とする。

(3) 路網等の設置に係る支障木は、森林所有者等が収去する。ただし、収去にあたって支障木の買受者がいない場合は、路網を設置する者が収去する。

(路網等の維持管理)

第5条 路網等の維持管理は、森林所有者等が行う。

2 ただし、森林所有者等が第三者と管理に関する協定を別途締結した場合はこの限りではない。

3 路網等の利用にあたり整備や補修が必要な場合は、利用者がこれを行う。

(施業の集約化及び合理化)

第6条 協定者は、効率的な間伐等森林施業を推進する為、連携して次の各号に掲げる取組を行うこととする。

- (1) 間伐等施業の集約化による作業ロットの拡大等、施業コストの縮減に努める。
- (2) 皆伐については、大面積とならないよう区域設定を調整するとともに、針広混交林の配置等についても検討する。
- (3) 直送や仕分けに対応できる土場の設置等、生産性の向上や輸送の合理化を推進する。

(団地化の推進)

第7条 協定者は、第2条の区域において、連携可能な者と森林共同施業団地を設定することができる。

2 第1項の団地設定にかかる協定は、本協定との整合を図ることとし、両協定の協定者のそれぞれに不利益が生じないようにすること。

(運営会議)

第8条 協定者は、次の各号に掲げる事項を処理するため、運営会議を開催することができる。

- (1) 路網整備計画
- (2) 施業の集約化及び合理化
- (3) 森林共同施業団地の設定及び変更並びに前条第2項に係る確認
- (4) その他、目的達成に必要な事項

(協定の有効期間)

第9条 この協定は、平成28年11月18日を始期とし、有効期間は平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに協定者から破棄の申し出がない限り、有効期間をさらに5年間延長する。

(協定の変更又は破棄)

第10条 この協定の有効期間内に、諸般の事情により協定の変更又は破棄の必要が生じたときは、協定者が協議の上、協定の変更又は破棄ができる。

- 2 この協定の目的に賛同し、新たに協定に参加したい者があらわれた場合は、協定者で協議し、参加の有無を決定する。
- 3 前項により協定者が追加される場合は、新たに協定を締結するものとし、本協定書は新たな協定の締結日をもって破棄されるものとする。

(紛争の解決)

第11条 この協定にかかる紛争に関しては、当事者のみで解決を図ることとし、当事者以外は一切の責務を負わないこととする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、その他必要な事項又はこの協定の定めのない事項については、協定者が協議して定める。

(施行)

第13条 この協定は、平成28年11月18日から施行する。

以上、この協定の実施に当たっては、互いに信義を重んじ誠実に履行することを約し、各協定者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年11月18日

近畿中国森林管理局 和歌山森林管理署長 井上康之

国立研究開発法人 森林総合研究所
森林整備センター 和歌山水源林整備事務所長 栗生徹

和歌山県知事 仁坂吉伸

(一社)わかやま森林と緑の公社理事長 下宏

田辺市長 真砂充敏

西牟婁森林組合代表理事 近藤新治

中辺路町森林組合代表理事組合長 岡上哲三

龍神村森林組合代表理事組合長 真砂佳明

本宮町森林組合代表理事組合長 栗須詳三

田辺市管内図

